

# **障害保健福祉関係主管課長会議資料**

令和 5 年 3 月

**社会・援護局障害保健福祉部  
企画課**

## 1 障害者総合支援法等一部改正法について

- 障害者総合支援法等の改正法が、令和4年12月16日に公布。
- まず、障害者総合支援法の改正だが、グループホームの支援内容の見直しや就労選択支援の創設については、今後、報酬や指定基準をはじめとした具体的な内容についてさらに検討を進める。
- また、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となった。協議会の活性化や関係機関のさらなる連携も求められている。整備に向けた取組や関係機関の連携を一層推進するようお願いする。
- さらに、地域のニーズを踏まえた提供体制を確保するため、事業所指定に係る市町村の意見申出の仕組みを創設。この仕組みを有効に活用するため、次期障害福祉計画等において地域のニーズを適切に反映し、具体的に計画に定めていくことが重要。
- 障害福祉データベースは、令和5年4月から本格運用。データベースを活用し、障害福祉計画の策定や評価をするようお願いする。
- 次に、精神保健福祉法の改正だが、まず、入院者訪問支援事業が都道府県の事業として創設された。すべての都道府県において積極的に実施を検討いただきますようお願いする。
- また、精神障害者の権利擁護の観点から、医療保護入院制度の見直しや虐待防止の取組を一層推進するための改正を行った。改正の趣旨について、地域で適切な精神医療が提供されるように、必要な体制確保や医療機関への周知をお願いする。

### 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の概要

（令和4年12月10日成立、同月16日公布）

#### 改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾患についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

#### 改正の概要

##### 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実（障害者総合支援法、精神保健福祉法）

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時対応施設等からの電話相談の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようになるとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を目指すことを明確化する。

##### 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進（障害者総合支援法、障害者雇用促進法）

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力、適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業相談等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場改善等の取組に対する助成措置を強化する。

##### 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備（精神保健福祉法）

- ① 原款等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、入院者の体験や気持ちを丁寧に聞くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、前及び啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

##### 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化（難病法、児童福祉法）

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行はるか。難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

##### 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾患についてのデータベース（D-B）に関する規定の整備（障害者総合支援法、児童福祉法、難病法）

障害D-B、難病D-B及び小児D-Bについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供的な仕組み等の規定を整備する。

##### 6. その他（障害者総合支援法、児童福祉法）

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に付与する必要があった同法第18条第2項の規定等について所蔵の規定の整備を行つ。

#### 施行期日

令和6年4月1日（ただし、2⑥及び5の一部は公布後3年以内の命令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4③及び6③の一部は令和5年10月1日）